

# お知らせ

## 本学教員による本学学生へのアカデミック・ハラスメント行為 に係る懲戒処分について

本学学生に対してアカデミック・ハラスメントを行った本学教員が懲戒処分となりました。

については、下記のとおりお知らせします。

### 【処分概要】

- 被処分者 静岡産業大学教授（男性）
- 処分内容 停職3か月  
2021年12月13日（月）～2022年3月12日（土）
- 処分理由 学生に対するアカデミック・ハラスメント 及び 所属長からこのことに対して再三嚴重注意を受けたにもかかわらず改善しないこと
- 処分の日 2021年12月6日（月）

### 《学長コメント》

今回の本学教員によるアカデミック・ハラスメントにより苦痛を感じるなど被害にあわれた学生の皆さんとその御家族、また関係の方々に、心よりお詫びを申し上げます。

本学においては、教職員が守るべき服務規律を就業規則に厳しく規定するとともに、ハラスメントの防止等に関する規程を設け、その防止に取り組んでいる中での今回の事案の発生は、誠に遺憾であります。

研究者として、そして教育者として高い倫理性が求められる大学教員のハラスメント行為は決して許されるものではありません。

この事態を重く受け止め、ハラスメント行為者に対しては厳正に対処するとともに、学生の皆さんが安心感と信頼感をもって本学において勉学に励むことができるよう、教職員一丸となって努めてまいります。

2021年12月13日

静岡産業大学 学長 鷺崎早雄